

第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議報告書の参考資料

資料番号	資料名	頁	報告書の該当頁
	I 基礎資料		
資料1	第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議設置要綱 (別紙)第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議構成員	1 2	— —
資料2	第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議の活動状況	3	—
資料3	第3号被保険者不整合記録問題に関する関係者への書面調査・ヒアリング調査	4	—
資料4	第3号被保険者不整合記録問題等に関する主な経緯	5	—
	II 第3号被保険者不整合記録問題が発生した基本的背景		
資料5	新年金法	7	P3
資料6	(衆)社会労働委員会(昭和59年12月18日、昭和60年4月18日) 長尾立子元社会保険庁年金保険部長の国会答弁	8	P3~4
資料7	制度創設当時の第3号被保険者の事務の取扱い(検討案)	9	P4~5
資料8	第3号被保険者の諸問題をめぐって(国民年金弘報 昭和60年8月5日)	12	P4
資料9	全国都市国民年金協議会総会・研修会における市町村等からの提案及び厚生労働省・社会保険庁の助言	13	P5
資料10	第3号被保険者に対する種別変更の届出勧奨及び職権による種別変更に関する取組	14	P6
資料11	平成7年の第3号被保険者特例届出導入の際の事務取扱等について	15	P7,P9
資料12	会計検査院 決算検査報告(抜粋)	22	P6~7
資料13	国民年金事務に関する役割分担の見直し	23	P6,P8~9
資料14	総務省における「年金に関する行政評価・監視」について	24	P8
資料15	第3号被保険者の届出に関するパンフレット	25	P6
資料16	引越届出・国民年金の加入脱退届出・国民健康保険の加入脱退届出	28	P6
資料17	ねんきん特別便・ねんきん定期便の様式(リーフレット)	31	P6,P9
資料18	裁判請求書の様式(基礎年金番号導入前、導入後)	34	P9~10
資料19	国民年金の被保険者の適用及び保険料に関する事務の取扱いについて(昭和61年4月1日通知)	35	P5
資料20	第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施について(昭和63年3月31日通知)	36	P6,P7
資料21	国民年金事業の推進について(平成6年3月31日通知)	37	P9
資料22	国民年金第3号被保険者に係る特例届の勧奨事務の実施について(平成7年3月29日通知)	39	P7,P9
資料23	国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認のお知らせ(勧奨)の実施について(平成7年8月2日通知)	40	P7
資料24	国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認の届出のお知らせ(勧奨)の実施について(平成10年3月2日通知)	41	P6,P7~8
資料25	国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について(平成17年4月20日通知)	43	P8
	III いわゆる「運用3号」が実施された経緯		
資料26	旧社会保険庁が平成21年12月に実施した職員アンケートに対する回答等	45	P11
資料27	政務説明資料	49	P13
資料28	国会における議論	50	P14
資料29	第三号被保険者の不整合記録に関する質問主意書	54	P1
資料30	第3号被保険者の不整合記録の状況について	55	P7,P11,P17,P26
資料31	日本年金機構における事務処理誤り	60	P16
資料32	年金記録問題検証委員会報告書	61	P22

第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議設置要綱

平成23年6月24日
大臣伺い定め

1 目的

第3号被保険者不整合記録問題の発生の原因と背景を明らかにすることによって、年金行政・年金業務の適正化と同種の問題の再発防止を図るため、「第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議」（以下「調査会議」という。）を設置する。

2 構成

別紙のとおり

3 庶務

調査会議の庶務は、大臣官房総務課において処理する。

4 その他

その他会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議構成員

赤松 幸夫 弁護士 赤松・米津総合法律事務所

伊藤 正次 首都大学東京都市教養学部法学系教授

(座長) 辻 泰弘 厚生労働副大臣

柳 志郎 弁護士 新村総合法律事務所

山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

(敬称略 五十音順)

(平成23年9月5日時点)

※ 調査会議発足当時の座長は大塚耕平前副大臣

第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議の活動状況

年月日	活動概況
平成23年	
6月30日	<p>第1回 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の運営について ・本問題の背景等について年金局・日本年金機構からヒアリング ・調査の進め方について
7月26日	<p>第2回 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の進め方について
8月11日	<p>第3回 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の進め方について
8月～9月	関係者(117名)への書面調査(次頁参照)
10月13日	<p>第4回 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の進め方について
11月～12月	関係者(13名)へのヒアリング調査(次頁参照)
12月16日	<p>第5回 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書(骨子)案について
12月22日	<p>第6回 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書案について
12月28日	<p>第7回 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書とりまとめ

第3号被保険者不整合記録問題に関する関係者への 書面調査・ヒアリング調査

第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議においては、調査事項の柱である①昭和61年の国民年金第3号被保険者制度の創設、その後の制度の運用、改善等についての経緯、②平成22年から23年にかけての、いわゆる「運用3号」の経緯について資料、文献による調査の他、基礎年金制度導入時以降、具体的には昭和59年以降の年金行政の関係者に書面調査、ヒアリング調査を実施。

I 書面調査

1. 基本調査（調査事項①及び② 平成23年8月～9月） 117名（うち86名から回答）

（1）年金局・社会保険庁及び日本年金機構関係者

昭和59年以降の次の役職経験者

- ・年金局長、年金担当審議官、年金課長
- ・社会保険庁長官、運営部長（年金保険部長）、
年金保険課長（年金指導課長等組織改編前の相当職を含む）、
社会保険業務センター企画調整課長
- ・日本年金機構理事（理事長、副理事長、事業企画担当、事業管理担当）、
国民年金部長、年金給付部長

（2）市町村職員

全国各地方8ブロックの推薦者（国民年金業務に精通している方）

（3）旧社会保険事務所職員

全国各地方8ブロックの推薦者（国民年金業務に精通している方）

2. 追加調査（調査事項② 平成23年10月～11月） 9名（うち7名から回答）

年金記録回復委員会委員

3. 追加調査（調査事項① 平成23年11月） 9名（9名全員から回答）

日本年金機構 全国各ブロック 裁定業務関係者

II ヒアリング調査

1. 運用3号関係調査（調査事項② 平成23年11月～12月） 13名

- （1）年金局長他年金局幹部
- （2）副理事長他日本年金機構幹部
- （3）大臣、政務官経験者
- （4）年金記録回復委員会委員

2. 第3号被保険者制度関係調査（調査事項① 平成23年11月～12月） 6名

市町村・旧社会保険事務所職員

第3号被保険者に関する経緯等

年月	事項
昭和61年4月	第3号被保険者制度の開始
昭和63年度～	<p>種別変更の届出勧奨開始 特定の時点において不整合となっている者に勧奨 昭和63年度～平成2年度 …年1回、平成3年度…年2回、 平成4年度～6年度…年3回勧奨</p>
平成7年3月(通知発出)	<p>第3号被保険者に係る特例届出等の勧奨事務の実施 (勧奨対象者) ① 3号特例該当者 ② 3号期間に対応する配偶者の2号期間がない不整合記録保有者等</p>
平成7年4月	第3号被保険者の特例届出の実施(平成8年度まで)
平成7年8月(通知発出)	<p>種別変更の届出勧奨の実施方法の変更 -毎月対象者を抽出する方法に変更 -対象者の拡大(政管健保情報の活用)</p>
平成9年1月	基礎年金番号制度の導入
平成10年3月(通知発出)	初回の勧奨状を送付してもなお未届けの者に対し、第1号被保険者として早期に適用を行い、納付書を送付することに努めるよう市町村を指導することを都道府県あて通知
平成10年度～	種別変更の届出勧奨の対象者の拡大(共済組合情報の活用)
平成12年4月	地方事務官制度廃止(国民年金事務の一部が市町村から国に移管)
平成12年12月	会計検査院「平成11年度決算検査報告」による指摘
平成14年4月	3号の種別変更届等は、事業主を経由した提出方法に変更
平成16年12月	総務省「年金に関する行政評価・監視」による指摘
平成17年4月(通知発出) 平成17年度～	<p>職権による種別変更(3号→1号)の統一的な事務処理を開始 第3号被保険者の特例届出の実施</p>

いわゆる「運用3号」の取扱いに関する経緯等

年月	事項
平成21年11月～12月	旧社会保険庁職員アンケート実施
平成21年12月31日	旧社会保険庁廃止
平成22年1月1日	日本年金機構発足
平成22年1月27日	日本年金機構から年金局への報告 第3号被保険者不整合記録の可能性がある記録が約103万件との報告
平成22年1月29日	日本年金機構から年金局へ対応案を提示 受給者については年金額の変更や返還を求めないこととする案
平成22年2月17日	年金局内会議 実質的にいわゆる「運用3号」と同じ対応案を年金記録回復委員会に諮ること、また、大臣等の政務に相談するとの結論に達した
平成22年3月16日	年金記録回復委員会検討会
平成22年3月27日	大臣政務官への相談 年金局の対応案を了承
平成22年3月29日	大臣への相談 年金局の対応案を了承
平成22年3月29日	年金記録回復委員会(第11回) ・「職員アンケートからの記録問題への対応策」の中で3号不整合記録への対応策を提示 ・3号不整合記録をそのまま認めるのは不公平ではないかとの意見が一部にあったが、事務の不徹底があったと考えられること、拠出金としては既に払い込まれていることなどの意見があり、年金局案が了承された
平成22年11月12日	日本年金機構において事務説明会を実施
平成22年12月14日	年金記録回復委員会(第19回) ・いわゆる「運用3号」実施に関する通知案が委員会に諮られた ・一名の委員から「反対ではないが、このような(不整合記録が発生した)問題点を分析して、反省をこめた総括が必要」等の意見が述べられたが、通知案は了承された
平成22年12月15日	いわゆる「運用3号」通知発出
平成22年12月20日	年金記録回復委員会検討会
平成22年12月22日	年金記録回復委員会検討会
平成23年1月1日	いわゆる「運用3号」の取扱いを実施
平成23年1月11日	年金記録回復委員会検討会
平成23年1月17日	年金記録回復委員会検討会
平成23年1月26日	年金記録回復委員会検討会
平成23年1月31日	年金記録回復委員会(第20回) 一名の委員から反対意見が述べられたが、「研修を含む、今後の各種フォローアップを確実に実施する」と委員長がとりまとめ
平成23年2月24日	大臣がいわゆる「運用3号」の取扱いについて留保表明
平成23年3月8日	総務省年金業務監視委員会の意見書
平成23年3月8日	年金記録回復委員会の意見書
平成23年3月8日	第3号被保険者の不整合記録問題への対応について(厚生労働大臣) 大臣が法律による対応、いわゆる「運用3号」通知の廃止及び関係者の処分を表明
平成23年3月30日	年金記録回復委員会の意見書

『新年金法 61年金改革 解説と資料 編著 吉原健二 昭和62年3月30日発行』

編著者略歴

吉原健二（よしはら・けんじ）

昭和30年厚生省入省、厚生省老人保健部長、児童家庭局長、年金局長、社会保険庁長官、厚生事務次官を歴任して退官

5 対談 年金改正法の成立と今後の展望 より抜粋

(中略)

○被用者の妻の事務処理が今後大変に

小山 五人未満の適用問題はどうですか。

吉原 五人未満適用の問題と被用者の妻である三号被保険者の事務処理の問題がありますが、非常に難しい問題です。

小山 市町村にお願いするより方法がないでしょう。

吉原 そうですが、市町村にお願いするだけでいいのかどうか。これからは被保険者の雇用関係と同時に身分関係もしっかりと把握しておかなければ非常に不公平になります。

小山 これまで任意加入していた人には年内に「あなたは今まで任意加入していたが、これからは掛ける必要がない」という内容の通知が行くということを何かで読みましたが、通知するのですか。やはり確認なんですか。

吉原 任意加入という制度がなくなって強制になる。そして、強制になつても保険料を納めなくていいということ。また、ご主人が厚生年金の適用者でなくなったり、あるいは離婚した場合には再び一号被保険者になります。そのあたりの変動をしっかりとつかまえておかなければならないですね。

運営、事務処理の面では非常に難しい問題です。これまでの年金の記録は、保険料を納めた記録だけをつかまえていればいいのですが、今後はそれだけではすまない。住所、氏名、年齢のほかに身分関係の変動、あるいは雇用関係の変動までつかまえなければ、サラリーマンの奥さんに対する年金が成立しないのです。

(以下、略)

6 講演 今次年金改革と国民年金 より抜粋

(中略)

○第三号被保険者の問題

もう一つは第三号被保険者の問題がある。これまでと大きく違う仕組みで出発するのはこのグループである。サラリーマンの妻は保険料を払わないで、基礎年金を受けることになるため、保険料免除とは違った意味で事務手続などが重要となってくる。

国会でも単身者と家庭に奥さんがいるサラリーマンの保険料に差をつけた方がよいという意見があつたが、健康保険と同じ考え方で扶養親族が何人いても保険料は同じにした。そこでサラリーマンの奥さんの事務管理—厚年適用者の妻であるかどうか、その人の所得はどのくらいか、離婚した場合の移動など厳密に全部把握しておかないと、サラリーマンの妻への年金で公平性が保てなくなる。ここが市町村に大変苦労をかける点で、市町村だけでは十分把握できないケースもあり、事業所と連絡を密にして初めてできることかも知れない。果たしてこの細かい管理が四十年の長期にわたってうまくいくだろうかと心配する向きもあり、国民年金に新しい宿題が課せられたといえよう。

(以下、略)

(衆) 社会労働委員会(昭和59年12月18日)議事録

(中略)

○森井委員 しかし、これは大変なことです。僕も、今明らかになってびっくりしたのですけれども、そうすると、サラリーマンの奥さんは自動的じゃなくて、本人からの申請に基づいて三号被保険者として認定する、こういうことです。これは事務的に大変なことですよ。出さなかつたらどうするのですか。そうすると強制加入だから、今度は国民年金そのもの、一号被保険者として強制加入になる。届けなかつたらそういう場合があるわけですね。そのときは市役所とか区役所とかから納付通知書が行くのでしょうか。あなたは届け出がないから一号被保険者でございます、こういうような形になるのですか。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。現行の制度におきましても、国民年金の被保険者につきましては御本人の届け出という形で適用させていただいていることでございます。厚生年金の場合は、事業主の方に、個々の被用者につきまして被保険者の資格取得、喪失ということの手続をしていただいている、こういうことでございます。国民年金は事業主にかわる方がございませんので、御本人に被保険者の資格取得、喪失ということについては届けを出していただくという形になっておるわけでございます。

今回の改正法によりましても、本来被保険者につきましては、厚生省令の定めるところによりまして、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更、これは今お話しになっております一号、三号等の種別の変更でございますが、こういったものを市町村長に届け出るという形になっておるわけでございまして、そういう形での事務処理をさせていただくということになるかと思います。(以下、略)

(衆) 社会労働委員会(昭和60年4月18日)議事録

(中略)

○多賀谷委員 私、非常に心配しているのは、サラリーマンの妻が今度は三号の被保険者になるでしょう。ところが、夫が退職すれば厚生年金を払いません。そうすると、うっかりすると妻は一号年金に切りかわっていない。これが私は非常に多いと思うのですよ。今まででは無関心であっても夫がどんどん保険料を払ってくれておる。ところが今度は夫が退職した、そうしたら、自分は三号でなくなっているわけですよ。一号へ移らなければならぬでしょう。この空間に障害がいろいろ起こると、いわゆる被保険者でない間の障害だというので何ももらえない。社会保険庁もおられるけれども、よほどPRしないと不幸な事態が起こるのではないかと思います。これをひとつどういうようにするか、お答え願いたい。それで終わりたいと思います。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。先生おっしゃいましたのは、三号被保険者としての被保険者管理をしておりまして、その方の御主人様の社会保険上の地位の変更によります変更でございます。これは一つの考え方は御本人からの届け出をお願いしたいと思っておりますけれども、先生がおっしゃいましたように、そこにそれが出てくることは重々考えられますので、私どもいたしましては、もう一つ違うサイドからのチェックシステム、被用者保険サイドの変更がそういった形の第三号被保険者の変更に結びつくようなシステムを検討いたしております。御本人の届け出と併用する形で考えたいと思っております。こういった場合でも、若干のずれ、一月とか二月とかのずれが出ることは予想されるわけでございますが、この場合は、今回の改正につきましては、その時点で一号でございますので、保険料のいわば滞納になるわけでございますので、滞納という事態がございましても、今までの被保険者期間全体を通じまして三分の二の拠出があれば、つまり三号としての期間が三分の二に満ちている形になっておりますので、障害年金の受給資格はほとんど得られると考えております。

(中略)

○長尾政府委員 今回の改正案の具体的な実施につきましては、現行の仕組み、つまり国民年金は市町村を通じました事務処理をやっておる、厚生年金は事業主、社会保険事務所を経由した事務処理をやっておる、こうした現行の仕組みを大幅に変更しないようにということを考えたわけでございます。(以下、略)

『国民年金弘報（昭和60年6月5日）9面』より転載

— 植西国年課長が説明 — (抜粋)

被扶養配偶者の認定

次に被扶養配偶者の認定は、法理上処分となっています。資料2の3-(4)にあるように社会保険事務所の権限として社保で行うことになります。したがって、市町村で届書の受理および審査の事務をやっていただき、その決定は事務所の責任で行うということです。

この被扶養者であるという認定基準は(3)に書いてあるように、年金保険部長通知で示すようにしておりますが、その内容は医療保険の被扶養者認定基準とほぼ同じものを予定しています。ただ、認定に当たって実務上問題になるのは、認定年月日の取り扱いになってくるかと思うが、この辺はさらに詰めて、追って指示を申し上げます。

記録の管理

次に記録の管理についてです。新法では三号被保険者の原簿を設けて、被保険者資格取得の管理のほか、種別変更も全て記録することを明記しております。

つまり、将来、給付が行われるかどうかは、原簿に基づいて裁定されるので、常に原簿の記録が適正に行われることが非常に重要になってきます。記録に誤り一三号に該当した記録がないと、給付の面で不公平が生じることになるうえ、年金制度の信頼を欠くことにもなりかねません。そこで記録の管理は、従来以上に慎重にやっていかなければなりませんし、三号被保険者の届出の励行には、今まで以上の努力をお願いします。

届出が保険料の納付と同じ意味を持ち、納付に変わるものとして義務づけられていることを、機会あるごとに周知していただきたい。また一端、三号被保険者として登録されても、三号に該当しなくなった場合、その届出をしないと、これもまた給付の公平性が保てず、将来、不利な結果を招くと思います。

そうはいっても、三号の人が三号に該当しなくなったとき、言い替えると保険料を納めなくてもいいグループから納めるグループになるので、届出の励行は実際問題、なかなかむずかしいのではないかというふうに考えられます。

一定期間ごとにチェック

そこで原簿の記録の適正化を確保するため、記録のチェックシステムを設定し、一定期間ごとに電算機で記録を再確認する方法を講じることにしています。このところは6に指示しております。中央のセンターに三号被保険者の情報ファイルを作成し、三号被保険者の記録はもちろんのこと、夫の記録も納めて、国民年金の原簿と厚年の原簿の三つを突合して確認していきます。ここでの確認で三号被保険者でなくなった者をリストアップして、届書の勧奨を行っていこうかと考えています。

国年はこんな方法で機械処理できますが、共済は相手方が別の機関なので、なかなか機械的に情報を取れないため、配偶者情報のリストを共済に送付、その送付リストで確認して返してもらうような方法をとりたいと、現在、共済組合と折衝中です。

いずれにしても機械処理するため、厚年のマスターファイルを使うが、まだ記録が十分切り替えられていないので、厚年マスターファイルは、まだ先になるのではなかろうかと考えています。

配偶者情報は(2)にあるように月一回程度まとめて、磁気テープに変換、社会保険庁に送付してもらいます。社会保険庁はこの磁気テープ（配偶者情報）は、委託でパンチすることになっております。つまり、実際には届書を委託業者に渡してもらい、委託業者から社会保険庁に回付される仕組みをとることになります。

社会保険事務所は届書が出たら、届書の一般的な事項は、窓口から入れ、配偶者情報は業者に渡すというふうな手続きをとるわけです。回付された磁気テープは、当分の間、社会保険庁で別途の処理を行い、別テープを作り、記録の管理を行います。

このようなチェックシステムをとりますが、三号被保険者の移動はほかにもあって、先に述べたチェックにかかるないケースも出てきます。

夫との関係に運動しないで変わるケースが三つほどあげられるようです。①本人に所得が出てきたとき②離婚したとき③本人が厚年の被保険者になったとき、はこのチェックでは発見できません。

こういったケースは相対的にそう多くはないと思う。しかしこれについても何らかの別の措置を講じる必要があります。そこで(5)に示してあるように、三号被保険者が自己の所得を有するようになること、または離婚した場合は、定期的に市町村の備え付け公簿で、市町村でその確認を行ってもらう予定です。

三号→二号になったときはいろいろの方法を考えましたが、適当な手段がないので、事業主に協力を求め、届出の励行を図っていく措置を講ずることにしています。

資料2 第3号被保険者の事務の取扱い（検討案）

1. 基本的仕組み（略）
2. 届出（略）
3. 被扶養配偶者の認定（略）
4. 記録の管理（略）
5. 不服の申し立て（略）
6. チェックシステム

第3号被保険者が第1号被保険者となった場合（保険料の納付が必要となった場合）に的確に対応するため、次のようなチェックシステムを設ける。

- (1) 第3号被保険者に該当したとき又は第2号被保険者について資格の同月内喪失があったときに、第3号被保険者が市町村長に対して行う届出において、現行届出事項に加え、第2号被保険者の氏名、生年月日、所属年金制度及び厚生年金保険等（旧船員保険）の記号番号（記号番号のない共済組合の組合員である場合は医療保険制度の保険者名及び保険者番号）（以下「配偶者記録」という。）を届け出るものとする。
- (2) 社会保険事務所は、市町村から提出された届書に基づき、配偶者記録以外の第3号被保険者にかかる処理を窓口装置で行う。
配偶者記録の処理は、月1回程度まとめて磁気テープに変換する処理を行い、磁気テープで社会保険庁へ回付する。
- (3) 磁気テープで回付された配偶者記録は、当分の間、現行国民年金のオンラインシステムとは切り離し、社会保険庁で別途処理を行い、その記録管理を行う。
- (4) 社会保険庁は、厚生年金保険の現存被保険者記録管理がすべてオンラインに切り替えられた後、年1回、配偶者記録を活用することにより、第3号被保険者期間と第2号被保険者期間とを整合する。
- (5) 第3号被保険者が自己の所得を有すること又は離婚等により第2号被保険者の被扶養配偶者に該当しなくなったことによる第3号被保険者資格の非該当者については、定期的に市町村の備付けの公簿（戸籍簿、住民票、課税台帳、国保台帳）等を活用することで記録の適正化を図る。
- (6) (4)及び(5)により、第3号被保険者に非該当と考えられる者については、社会保険事務所から市町村を経由し本人照会を行うものとする。
第3号被保険者非該当の処理は本人の届出に基づき行うことを原則とするが、市町村による届出指導にもかかわらず未届の者は、社会保険事務所の段階で職権整理により種別変更の処理を行うものとする。
- (7) 第3号被保険者が第2号被保険者となった場合の届出の励行については、事業主の協力を求める。

『国民年金弘報（昭和60年8月5日）5面』より転載

実務研修会における社会保険庁年金保険部国民年金課長補佐発言（抜粋）

「被扶養配偶者の認定そのものは、政令で定めることになっているわけです。具体的にどういう政令になるかは年金局で検討していますが、現在検討処理案で示してある健康保険の被扶養者と同じ範囲のものが定められるのではないかと思っています。

また、本人が健康保険証を持参してきて、被扶養配偶者であると申し立てれば、それで確認する、やはり大量に出てくるのですから、個々について被扶養者の実態はどうかまでは調査できないわけです。」
 （中略）

「六十一年四月以降の平常業務について、どの程度まで資格年月日が確認できるのか、医療保険は資格取得年月を過去にさかのぼる実益がないものですから、受付した時点で認定している。遡及する場合にどのあたりまで遡及するかについては、現在詰めている段階です。

現在は、六十年度の種別確認事務の内容についてのみご連絡申し上げているわけで、六十一年四月以降の平常業務事務処理案については、目下検討中で、今年の秋には皆さん方にお示しする予定で準備を進めています。」

（中略）

「被扶養者異動届書の活用というのは、私どもも検討しました。ただ被用者年金をやめて、そのまま自営業につく者と被用者年金をやめても、またすぐに被用者年金に入るという者もいるわけです。

つまり第三号・第一号の関係から言いますと、被用者年金加入の夫が第二号から第一号になる者と、第二号がまた第二号になる者がいます。

そうしますと、被用者年金全体から年間約百万人退職者がいますと、実際に自営業者に移るのは、つまり第二号から第一号になるのは一割程度であろうと推定されます。残り九十万人分については市町村に情報を提供しても使えず、かえって市町村の事務に混乱が出てくるのではないかということです。

現在、私どもが考えていますのは、第三号被保険者としての届出の時点でご主人の配偶者記録を取りますので、ご主人が被用者年金の資格を喪失した時点で、なお奥さんがそのまま第三号被保険者になっているものについては、チェックシステムを活用し、これを皆さん方にお知らせをするということを考えていますので、よろしくお願ひします。

第三号被保険者の問題は、市町村サイドあるいは被用者年金サイドでとらえても、完全に把握することはむずかしいわけです。事業主の方に届出義務を課すことは、本来、従業員ではなく従業員の奥さんですので、なかなか難しいわけです。

それで、大きな企業であれば、その辺の事務処理能力もあるだろうと思いますが、大部分は中小企業が多いので、このあたりが完全にフォローできない限り、被用者年金サイドからの届出についても完全を望むことはむずかしいわけです。

これは国民年金サイドの業務のものだけでもないし、被用者年金サイドの業務だけのものでもないですから、両課が一体になって業務処理を進めてほしいというのは、そういう意味あいがあるわけです。

今後、市町村に情報を提供することについては、両課を通しての協力体制のもとに、できるだけやっていきたいと考えております。」

「年金実務」(昭和63年8月8日(月曜日)第776号)から転載

全国都市国民年金協議会総会・研修会における市町村等からの提案及び厚生労働省・社会保険庁の助言

時期	提案内容	助言
第26回 (S63.7.21)	<p>一、被保険者の資格変更に係る年金業務の対応について(◎近畿、北海道、関東、中国) (提案説明)新年金法の被保険者資格異動の届出義務については、広報や説明会等でPRを行っているが、届出がスムーズに行われていない現状である。特に第三号被保険者の資格届出が、事業所等に対する法的義務付けがないため、市区町村の窓口での対応にも限界があることから、これらの事務処理が効率的、合理的に行われるよう、また無年金者の発生を防ぐ措置として、次のように改善されたい。</p> <p>(一)事業所に対し市区町村窓口への国民年金資格変更届等の通知を義務付けること。</p> <p>(二)事業所または社会保険事務所で、年金手帳への厚生年金期間の記入を義務付けること。</p> <p>(三)社会保険事務所から、政府管掌健康保険資格の異動情報を市区町村へ提供すること。</p> <p>(四)今年七月末をもって第三号被保険者の資格届出が順次時効成立となるが、これらの届出の遅れた被保険者でも、後日資格期間の確認ができるものについては、カラ期間扱いとすること。</p>	<p>新法年金による種別変更の届出が確実に行われることは国年事業の推進上、大変重要なことであり、私共としても、その周知・徹底に鋭意努力しているところである。今後とも、PR等でより一層力を入れていきたいと考えている。</p> <p>なお、このような届出業務の推進を図っていくためには、事業主の協力もまた必要である。そのため、事業主に対するPRも別途行っている。</p> <p>さて、ご提案の各項目についてであるが、(一)についてはこれを法的に義務付けるとすれば、たとえば事業所が退職した人を追いかけるということにもなるわけで、その把握は大変困難ではないかと思う。</p> <p>また(二)についても、同じことが言えるのではないだろうか。社保へは年金手帳は回付されない。</p> <p>さらに、(三)についてであるが、健康保険の被保険者の住所は管理していないので難しい。</p> <p>(四)について私共の考えを申し述べると、三号被保険者だけについて一定の枠をはめる形は、本当に資格期間が確認できているかどうか、また、申請どおりの事実関係があとになつて果たして明かになるかどうか、さらに三号被保険者だけを独自に扱うこととなると他の被保険者との関係上、非常に問題が生じてくるのではないかなど、いろいろな面で心配される。</p> <p>このような観点からみると、既に新制度のPRを行っている中で被保険者の方々に十分ご理解いただけるよう皆様方にはよろしくご指導願いたい。</p>

第3号被保険者に対する種別変更の届出勧奨及び職権による種別変更に関する取組

時期	届出勧奨(社会保険事務所において実施)	職権による種別変更(1号職権適用含む)
昭和36年度		※20歳到達者(強制加入者)に対する職権適用について昭和38年から通知上に位置付けあり。
昭和63年度	<p>昭和63年3月「第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施について」</p> <p>昭和63年度以降、配偶者が厚生年金の加入者で不整合記録が生じている者に種別変更の届出勧奨を実施。(特定の時点において不整合となっている者に勧奨)</p> <p>※昭和63年度～平成2年度…年1回勧奨、平成3年度…年2回、平成4年度～6年度…年3回</p>	
平成7年度	<p>平成7年3月「国民年金第3号被保険者に係る特例届出の勧奨事務の実施について」</p> <p>3号特例(平成7年4月)の実施にあわせ、届出勧奨を実施</p> <p>(対象者) ①3号特例該当者 ②3号期間に対応する配偶者の2号期間がない不整合記録保有者等</p> <p>平成7年8月「国民年金第3号被保険者に係る種別変更の届出の勧奨について」</p> <p>平成7年12月から3号→1号の届出勧奨の実施方法を変更 一定時点における対象者一括抽出から、被保険者ごとに毎月対象者抽出する方法に変更(事象発生から3ヶ月経過後に勧奨し、なお3ヶ月後経過しても未届の場合は再勧奨)</p> <p>○勧奨対象 ① 配偶者が第2号被保険者(厚年)の資格を喪失しているにもかかわらず、第3号被保険者となっている者 ② 本人が政管健保の被扶養者に該当しなくなつたにもかかわらず、第3号被保険者となっている者。</p>	
平成10年度	<p>平成10年3月「国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認のお知らせ(勧奨)の実施について</p> <p>共済情報の活用による勧奨対象者の拡大 事象発生から2ヶ月後に勧奨し、なお4ヶ月経過しても未届けの場合は再勧奨</p> <p>○ 勧奨対象 ① 配偶者が第2号被保険者(厚年・共済)の資格を喪失しているにもかかわらず、第3号被保険者となっている者 ② 本人が政管健保・共済の被扶養者に該当しなくなつたにもかかわらず、第3号被保険者となっている者 ※ 健康保険組合については、被扶養から外れた配偶者の情報を入手していない。</p>	<p>第3号被保険者で不整合となっている者に対し、市町村が初回の勧奨状を送付しても、なお未届の者に対し、第1号被保険者として早期に適用を行い、納付書を送付することに努めるよう指導することを都道府県単位に通知</p>
平成14年度		<p>地方分権一括法の施行による事務処理移管に伴い、それまで一部の市町村で実施していた適用の事務を一部の社会保険事務所において実施</p>
平成17年度		<p>平成17年4月「国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について</p> <p>職権適用の統一的な事務処理方法を示し、全社会保険事務所に職権適用を指示 (事象発生から2ヶ月後に勧奨を行い、なお4ヶ月経過しても未届の場合は職権による種別変更を実施)</p>

平成 6 年年金制度改革に伴うブロック別事務打合せ会資料

平成 7 年 2 月 社会保険庁 社会保険業務センター

第 3 号被保険者の特例届出

1 改正内容

年金受給権を確保するための措置として、第 3 号被保険者に該当することの届出が行われていない又は遅れたために保険料納付済期間に算入されない第 3 号被保険者期間（以下「3号未算入期間」という。）を有する者について、平成 7 年 4 月から平成 9 年 3 月までの期間に限り特例届出を認め、当該期間を保険料納付済期間に算入することとしたこと。（改正法附則第 10 条）

2 事務処理概要

(1) 第 3 号被保険者特例届出の勧奨状等について

第 3 号被保険者特例届出の必要があると見込まれる者等（ただし、死亡喪失している者及び不在被保険者となっている者を除く。）について、平成 7 年 3 月に社会保険業務センターで「第 3 号被保険者記録の確認のお願い（第 3 号被保険者特例措置該当届）」（別添 1、特例届出の様式を兼ねるもの、以下「特例届出の勧奨状」という。）及び「勧奨状送付一覧表」（別添 2）を 2 部作成し、住所地を管轄する社会保険事務所に送付することとしたこと。

【勧奨状作成対象者】（別添 3 参照）

① 3 号未算入期間を資格記録に有する被保険者及び年金受給権者（注）

（注） 年金受給権者については、「特例届出の勧奨状」及び「勧奨状作成送付一覧表」に表示（#）を付して送付する。

② 配偶者記録が誤っていると見込まれる者

③ 第 3 号被保険者資格記録に対応する配偶者の厚生年金保険被保険者資格記録がない者

なお、配偶者が共済組合の組合員である者については、上記①のみ作成されるものであること。

(2) 特例届の勧奨状の送付について

社会保険事務所は、他の事務処理も考慮し、施行日以降の円滑な事務処理を確保できるよう発送計画を策定し、特例届出の勧奨状を対象者に送付すること。

(3) 年金受給権者への勧奨状の送付について

社会保険事務所は、年金受給権者たる3号未算入期間を有する者に対する特例届出の勧奨状には、年金額改定事由該当届（別添4参照）を同封して送付すること。

(4) 勧奨状送付一覧表の送付について

勧奨状送付一覧表を、第3号被保険者特例届出の受理事務の参考資料として市町村（特別区を含む。以下同じ。）あて送付すること。

また、市区町村においては、照会対応、勧奨状送付者の把握を行う他に記録補正の内容を記載する等、受付簿として活用すること。

(5) 届出書の受理等について（市区町村の事務）

① 特例届出の受付は、平成7年4月1日以降、市町村を経由して行うこと。

② 勧奨状により特例届出がされた場合は、住所・氏名が記載され捺印されていること及び勧奨状作成一覧表に出力されていることを確認すること。その際の添付書類は不要であること。

また、特例届出があった場合で、本人から勧奨状の紛失、棄損等の申出がされた場合は、送付一覧表に出力されていることを確認のうえ、手書きの特例届出により提出させること。

③ 3号期間と配偶者記録に不整合期間がある場合は、送付一覧表の不整合内容表示（記録不備、記録未収録、配偶者手番なし、配偶者資格取得取消済、生年月日不一致、性別一致、配偶者資格記録なし）を確認し、以前の届出が誤りである場合または提出ものが判明した場合は、3号該当届等を提出させるとともに現年度に係る1号未納期間が判明した場合は、その者に納付書を発行すること。なお、過去において被扶養配偶者であることの確認が行われていない期間があるときは、被扶養配偶者となった日及び被扶養配偶者であることを証する健康保険被保険者証または事業主の証明等を求め、記録の確認を行うこと。（別表参照）

④ 年金受給権者から特例届出が提出された場合は、年金額改定事由該当届が添付されているかどうか確認し、添付がない場合は提出させること。

⑤ 3号記録と配偶者記録の不整合により1号未納期間が発生する場合は勧奨状作成

時点（平成7年3月上旬）までに裁定決定されている者は、3号期間の記録整備は行わないこととすること。

(別表)

不突合内容の事象及び添付書類

不突合内容表示	事象	添付書類
記録不備	配偶者資格取得日以前に3号該当日がある。	3号該当日を確認するため被扶養配偶者となった日及び被扶養配偶者であることが確認できる書類 〔被保険者証又は組合員証又は事業主の証明等〕
記録未収録	配偶者記録の進達もれにより配偶者記録が管理されていない。	3号該当日を確認するため被扶養配偶者となった日及び被扶養配偶者であることが確認できる書類 〔被保険者証又は組合員証又は事業主の証明等〕
配偶者手番なし	3号該当届で届出された手帳番号がない。	配偶者の年金手帳番号の確認できる書類（年金手帳等）
配偶者資格取得取消済	3号該当届で届出された手帳番号が資格取得取消となっている。	配偶者の年金手帳番号の確認できる書類（年金手帳等）
生年月日不一致	3号該当届で届出された生年月日と配偶者記録の生年月日が相違している。	配偶者の生年月日の確認できる書類（年金手帳等）
性別一致	3号該当者の性別と配偶者の性別が一致している。	配偶者の性別を確認する。 (添付書類不要)
配偶者資格記録なし	3号該当届で届出された手帳番号の資格取得が取消されている。	3号該当日を確認するため被扶養配偶者となった日及び被扶養配偶者であることが確認できる書類 〔被保険者証又は組合員証又は事業主の証明等〕

(6) 第3号被保険者資格取得(種別変更)届出の未届けの取扱いについて

送付一覧表に出力されていない者(注)から3号該当届と共に3号特例届出の申出がされた場合は、3号期間に該当するか審査するため被扶養配偶者となった日及び被扶養配偶者であることを証する被保険者証(共済組合員の場合は組合員証。)又は事業主の証明等の提出を求め、3号該当日を確認すること。

また、平成7年4月1日以後においては、第3号被保険者の資格取得(種別変更)の届出を行ったことがない者など3号未算入期間を有することが新たに判明した者の資格取得(種別変更)の届出の際には、併せて特例届出を行わせるものであること。

(7) 特例届書の記載事項の入力について(社会保険事務所の事務)

① 特例届出された期間に誤りがないか確認し、特例届出の入力処理を行うこと。

受給権者である場合は、「年金額改定事由該当届」が提出されているか確認し、提出がない場合は市町村に連絡すること。

② 資格記録に補正が必要な場合は、資格関係届書の入力を行ったのちに特例届出の処理を行い、また、資格関係届書が2年以上遡及することにより3号未算入期間が発生する場合は、該当期間について特例届出の入力処理を行うこと。なお、特例届出の提出がない場合は市町村に連絡すること。

③ 資格関係届書の入力により過年度分にかかる1号未納期間が判明した場合には、本人に納付書を発行すること。(時効により徴収権の消滅している期間を除く。)

④ 特例届出は窓口装置からの入力のほか、パンチ委託で作成した磁気テープでの集信も可能とする。

なお、パンチ委託に係る事務の詳細については、おって連絡する。

(8) 裁定請求書の受付・審査について(社会保険事務所の事務)

① 年金給付の裁定請求書の受付・審査に当たって、請求者に第3号被保険者期間があるときには、必ずその配偶者の被用者年金制度の加入状況と突合し、被保険者期間の確認、整備を行うこと。

また、特例届出にかかる納付記録の窓口装置への照写は、現行の3号納付記録を示す「+」表示、3号未納記録を示す「-」表示とは別に新たに3号特例納付記録を表示(「\$」)するため、請求者が特例届出未提出者である場合は、市町村に連絡し、特例届出を提出させるよう徹底すること。

② 受給権発生以降に3号特例届出がされている場合は、3号特例届出期間を納付月

数に算入せずに、通常の裁定処理を行い、3号特例届出期間については、「年金額改定事由該当届」に記録補正後の被保険者資格記録照会票を添付し進達すること。
(別紙2参照)

なお、受給権者にかかる年金額改定処理は、再裁定処理により行うが、「再裁定依頼書」の作成は要しないこととした。

(9) 年金額改定処理について(業務センター)

① 年金額改定処理については、特例届出が2年間という特例措置であることから、社会保険事務所で受理した年金額改定事由該当届に基づき社会保険業務センターで再裁定処理を行うこととしたこと。

なお、事務処理は現行の再裁定処理と同様であるが、出力帳票は「支給額変更通知書」としたこと。したがって、裁定者一覧表は出力されないこと。

- ② 第3号特例届出による再裁定の再裁定事由は「11」としたこと。
③ 支給額変更通知書に新たな該当コード(注)を追加し、本人に通知することとしたこと。

(注) 追加該当コード

コード	表示内容
新法 「55」	第3号特例届出にかかる期間が保険料納付済期間に算入されたため、年金額を変更しました。

(10) 3号特例届出期間にかかる年金加入期間確認通知書の出力方法

年金加入期間確認通知書(国年用)に3号特例届出年月日及び特例届出期間を出力する。

(11) 事業主等に対する協力依頼について

第3号被保険者の資格取得(種別変更)届出に当たっては、厚生年金保険の事業主から被扶養配偶者であることの確認を受けることが必要な場合があり、事業主等の積極的な協力が不可欠であるので、第3号被保険者資格取得(種別変更)届出の必要性の周知と併せて、あらためて保険主管課と連携を図り協力依頼を行うものであること。

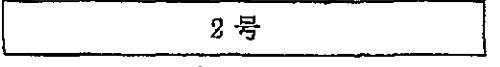
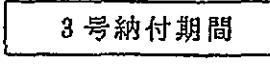
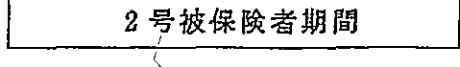
(12) 事務処理の流れ

「別紙1」参照

(別添3)

第3号被保険者特例届出の勧奨状送付対象者

勧奨状の送付対象者	第3号被保険者	(例)
	① 平成7年2月(ファイル突合)時点に3号未納記録がある被保険者(配偶者が共済組合の組合員である場合を含む)	<p>《被保険者》 7/2 <input type="checkbox"/> 3号未納期間 3号納付期間</p> <p>《配偶者》 7/2 <input type="checkbox"/> 2号被保険者期間</p>
	② 3号未納期間を有している受給権者	<p>《受給者》 受発 <input type="checkbox"/> 3号未納期間 3号納付期間</p> <p>《配偶者》 <input type="checkbox"/> 2号被保険者期間</p>
	③ 3号未納期間を有するため期間不足となり年金を受給出来ない被保険者	<p>《受給者》 不支給 <input type="checkbox"/> 3号未納期間 3号納付期間</p> <p>《配偶者》 <input type="checkbox"/> 2号被保険者期間</p>
	④ 3号未納期間を有している年金受給権者で更に3号被保険者期間と配偶者の2号被保険者期間との整合性がない受給者(1号未納が発生する場合) (留意点) ○ 第3号被保険者特例届出による額改定は以下の取扱いとする。 ○ 裁定時には期間確認を行い、既得権を尊重し、減額となる改定を行わないこととされた。 これにより3号未納期間に係る特例届出期間のみ年金額に反映させることとなる。	<p>《受給者》 受発 <input type="checkbox"/> 3号未納期間 3号納付期間</p> <p>《配偶者》 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 2号</p>
	⑤ 3号被保険者期間と配偶者の2号被保険者期間との整合性がない被保険者	<p>《被保険者》 7/2 <input type="checkbox"/> 3号納付期間</p> <p>《配偶者》 7/2 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 2号</p> <p>または</p> <p>《被保険者》 7/2 <input type="checkbox"/> 3号納付期間</p> <p>《配偶者》 7/2 <input type="checkbox"/> 2号</p>

第3号被保険者		(例)
一般広報により対処する者	① 国民年金未加入者で、本来3号被保険者であるが、3号該当届が未届(2年以上前に遡及するもの)である者(配偶者が共済である場合含む)	<p>《被保険者》 7/2  本来3号(未届)</p> <p>《配偶者》 7/2  2号</p>
	② 被扶養者の収入要件等により不整合の発生が予想される者(具体的には、3号被保険者期間が配偶者の2号期間より短期である者)	<p>《被保険者》 7/2  3号納付期間</p> <p>《配偶者》 7/2  2号被保険者期間</p>

平成 11 年度決算検査報告（抜粋）

国民年金の第 3 号被保険者に係る種別変更の届出について、その適正化を図るよう改善の意見を表示したもの

国民年金の第 3 号被保険者に係る種別変更の届出の適正化について

(中略)

3 本院が表示する改善の意見

我が国における急速な高齢化の進展に伴い、国民年金の年金給付額は今後ますます増大し、年金財政が一層厳しくなることが見込まれている。

については、貴庁において、第 3 号被

保険者に係る種別変更の届出について、その適正化を図るよう次のような措置を講ずる必要があると認められる。

(ア) 第 3 号被保険者に係る被扶養配偶者の認定基準と健康保険等の医療保険における被扶養者の認定の取扱いが、年間収入の要件に関しては同じであることに鑑み、医療保険者との連携を十分に執るなどして第 3 号被保険者のうち種別変更の届出が必要な者を把握すること

(イ) 事業所得等の総収入額から控除する必要経費の範囲を明確にすること

(ウ) 市町村や事業所との連携を十分に執るなどして、第 3 号被保険者に対して種別変更の届出の義務について周知、徹底を図ること

国民年金事務に関する役割分担の見直し

地方分権推進委員会第3次勧告（平成9年9月2日 地方分権推進委員会）を踏まえ、地方分権推進一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号））により整理されたもの。

23	適用関係			保険料徴収関係		記録管理関係		年金給付関係			
	1号の届書の受理	3号の届書の受理	年金手帳の交付	現年度保険料	過年度保険料			1号期間のみ有する者の裁定請求	3号期間を有する者の裁定請求	年金証書交付	年金支払
～H12.3.31 (市町村の事務は機関委任事務)	市町村	市町村	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	市町村	社会保険庁
H12.4.1 ～H14.3.31 (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	社会保険事務所	社会保険庁
H14.4.1※～ (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁 (国民年金原簿)		市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁

※平成22年1月1日以降、社会保険庁及び社会保険事務所は、日本年金機構に移行。

勧告事項① 適用業務の的確な実施

現状・実態

- 厚生年金等の被用者年金の加入者(第1号被保険者)及びその被扶養配偶者(第3号被保険者)は、離職等に伴い、国民年金の第1号被保険者への種別変更届が必要。しかし、届出を行わない者も多く、社会保険庁は、第1号種別変更未届者に対して、2か月後及び6か月後の2回の通知(勧奨状の送付)を行うよう、社会保険事務局等に指示。
2回にわたり勧奨状を送付しても、2回目は効果が著しく低く、半数近くが第1号被保険者への届出勧奨に応じない状況(平成15年度、9事務局)
 - ・ 76.3万人中、1回目の勧奨効果33.7万人(44.1%)、2回目の勧奨効果7.3万人(9.6%)、勧奨効果なし35.4万人(46.3%)
 - ・ 勧奨状の送付に係る予算(平成16年度、全国)：約7億円、勧奨状送付対象者数：641万5,000件(1件当たりの送付単価：110円)
- 勧奨状の送付後の取扱いは、社会保険事務局等に一任。
調査した35社会保険事務所のうち、職権適用未実施が30事務所(85.7%)。職権適用を実施している5事務所(14.3%)においても、対象者を35歳未満の者に限定するなど、必ずしも国民皆年金の理念に沿って実施していない状況。
- 第1号未加入者は、住民基本台帳ネットワークシステムの活用により把握し、国民年金に加入させる必要あり

第1号被保険者	2,240万人 (平成15年度末)	第1号未加入者 (基礎年金番号なし) 63.5万人(推計)	第1号種別変更未届者 (基礎年金番号有り) 92.2万人(推計)のほとんど(注)
---------	----------------------	-------------------------------------	--

国民年金原簿登載

国民年金原簿未登載

職権適用対象者

(注)1 平成13年公的年金加入状況等調査結果(社会保険庁実施)による。
2 92.2万人の中には、第1号種別変更未届者その他、第3号被保険者の未届者等が含まれる。

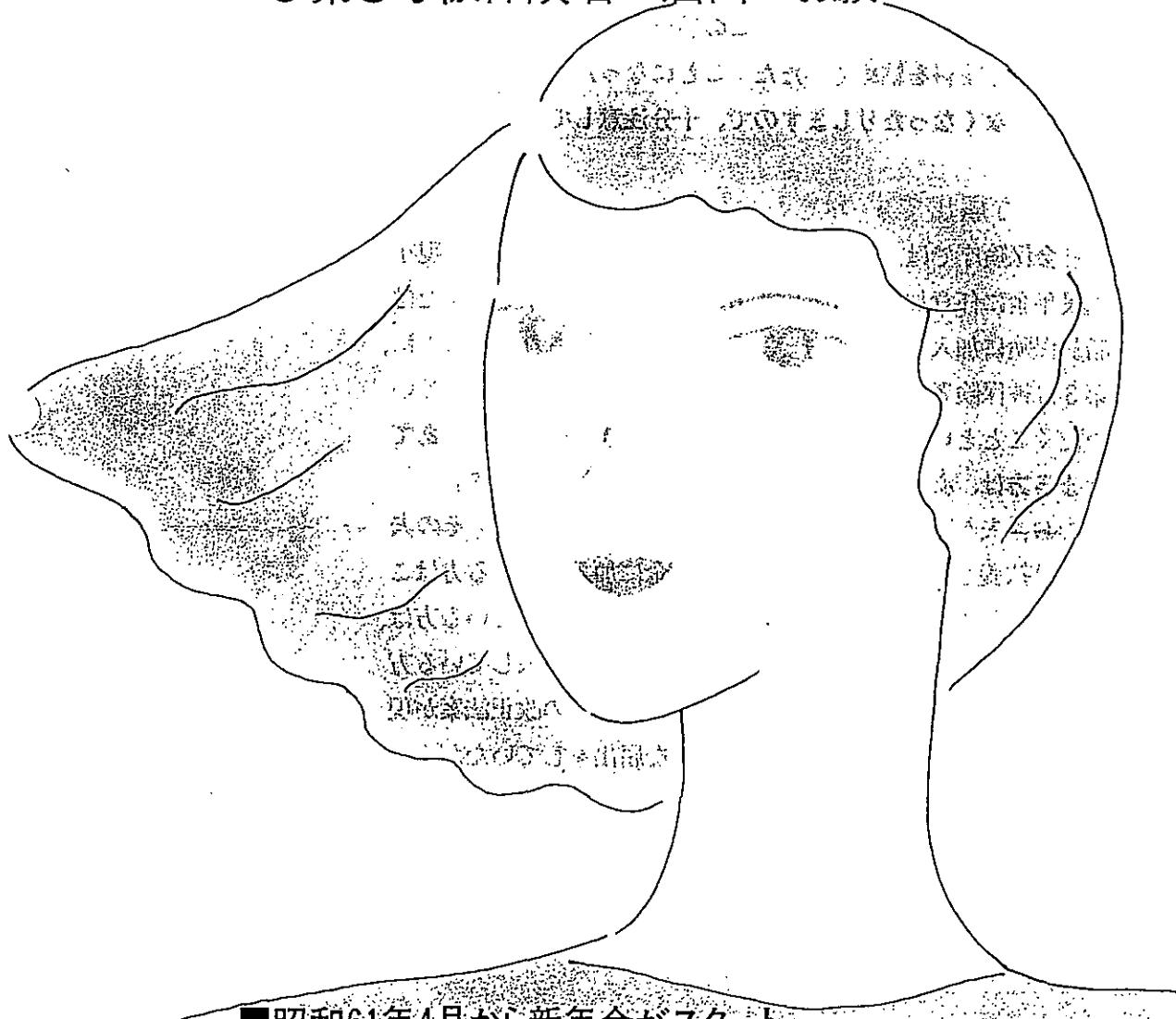
勧告要旨

- 職権適用に係る全国統一的な手続を定めた上、第1号被保険者になる者に対して勧奨状を送付し、当該勧奨に応じないすべての者に対し、速やかに職権適用を実施すること。

国民年金任意加入被保険者現況届書の送付
(昭和60年10月)時に同封したパンフレット

国民年金に 任意加入されている皆様へ

●第3号被保険者の届出のお願い



■昭和61年4月から新年金がスタート

あなたが加入されている国民年金は、昭和61年4月から改正されます。今回の改正で厚生年金または船員保険の加入者である夫から扶養されている妻は、国民年金の保険料を納めなくとも老齢基礎年金等の年金を受けることができるようになりました。これらの方の国民年金の保険料は、その方の夫が加入する年金制度からまとめて納められることになります。

④市区町村に届出を

国民年金の改正後は、厚生年金または船員保険の加入者に扶養されている妻は、全員が国民年金の被保険者となります。このような被保険者を第3号被保険者といいますが、第3号被保険者として取り扱われるためには、市区町村に届け出て確認を受けることが必要となります。この届出の手続を忘れますと、引き続き保険料を納めていただくことになったり、将来年金を受けられなくなったりしますので、十分注意してください。

大切な届出です。お忘れなく

社会保険庁では、昭和61年4月からの改正にそなえて、現在国民年金に任意加入されている方のうち、夫が厚生年金または船員保険に加入している方で、その夫から扶養されている方に、第3号被保険者として取り扱われるために必要な届出をしていただくことといたしました。大切な届出ですので、これにあてはまる方は、必ず届出をしていただくようお願いします。

なお、夫が厚生年金または船員保険に加入していてもその夫により扶養されていない方（農業者年金に加入している方はこれに含まれます。）や、夫が共済組合の年金に加入している方は、今回の届出は不要です。夫が共済組合の年金に加入している方の場合は、共済組合に基礎年金を導入するための改正法案が現在国会で審議中ですので、後ほど必要な届出をしていただくことになります。

※なお、妻により扶養されている夫の場合も同様です。妻により扶養されている夫の場合は「夫」を「妻」と、「妻」を「夫」と読み替えてください。

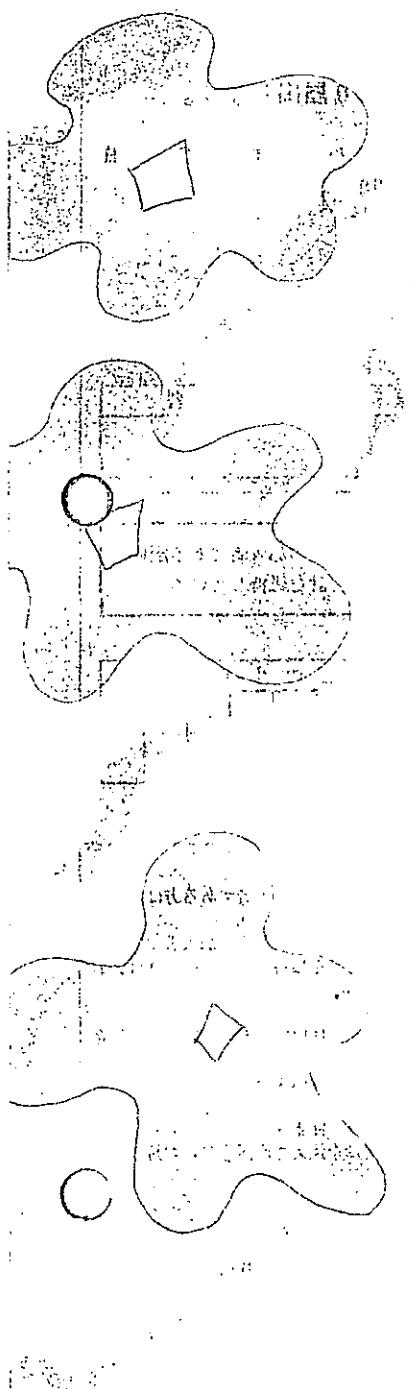
届出のしかた

(1) 今回届出をしていただく方は、次のイ、ロ、ハのいずれにもあてはまる方です。

イ、あなたの夫が、厚生年金または船員保険の加入者であること。

ロ、あなたの夫が、大正10年4月2日以後に生まれた方であること。

ハ、あなた自身が、主として夫の収入により生計を維持していること(具体的には、あなたが健康保険の被扶養者となっているような場合をいいます。)



(2) (1)のイ、ロ、ハのいずれにもあてはまる方は、同封の「国民年金任意加入被保険者現況届書」に所要事項を記入し、夫の勤務先で確認を受けたうえ、あなたの住所地の市区町村の国民年金担当窓口に昭和61年1月31日までに提出してください。(郵送でかまいません。)

なお、夫の勤務先での確認を受けない場合には、届書に①健康保険被保険者証または船員保険被扶養者証と②夫の年金手帳(または厚生年金保険被保険者証、船員保険年金番号証)を添えて、昭和61年1月31日までにあなたの住所地の市区町村の国民年金担当窓口に持参してください。(夫が厚生年金の任意単独被保険者である場合など、この書類が持参できない方は、市区町村(国民年金担当窓口)へご相談ください。)

(3) 届出をしていただいた後、夫から扶養されなくなったとき(あなた自身が収入を得ることになったとき、離婚したときなど)、夫が退職し厚生年金や船員保険の加入者でなくなったとき、夫が転職して加入年金制度が変わったときは、その旨を必ず市区町村に届け出てください。(届出がありませんと将来の年金に不利益が生ずることもあります。)

なお、今回届出をしていただいた方は、その届出内容に変更がなければ、昭和61年4月1日以降あらためて第3号被保険者の届出をしていただく必要はありません。